平成２９年（フ）第１２１７号
東京都あきる野市二宮1551番地10
破産者　松本　裕介
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
愛知県豊田市梅坪町１丁目10番地８
破産者　松本建設株式会社
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
愛知県刈谷市若松町１丁目23番地
破産者　双葉開発株式会社
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
三重県北牟婁郡紀北町引本浦352番地
破産者　𠮷岡　義宏
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第９５号
大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目16番地の12
破産者　サニー・プライド合同会社
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５９６号
福岡県糸島市前原駅南３丁目12番13号　103
破産者　大原多惠子
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０９号
福岡市中央区薬院２丁目５番20号
破産者　座親　　力
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０９号
福岡県福津市花見が丘１丁目10番13―101号
破産者　池末　　香（旧姓石丸）
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７号
神奈川県横須賀市武３丁目１番14号　パルトＢ南武201
破産者　小林　恒夫
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８８号
神奈川県横須賀市武３丁目１番14号　パルトＢ南武201
破産者　小林真理子
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３９号
岡山県倉敷市酒津24番地５
破産者　花房　晃希
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
岡山県倉敷市中畝７丁目８番16号
破産者　渡邉　靖彦
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７７１号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目７番８号　フロスティ菊水Ｃ―203号
破産者　佐藤　大輔
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４号
秋田市手形田中５番42号
破産者　加藤　　武
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５０号
茨城県小美玉市花野井839―６、住民票上の住所茨城県小美玉市花野井831番地
破産者　山西　昭三
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３８６号
埼玉県吉川市吉川２丁目30番地12　サクラハイツ103号
破産者　有門　好春
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５０号
埼玉県草加市清門２丁目７番地17　アネックス青羽Ⅱ―101号、旧住所埼玉県越谷市北越谷４丁目３番12号　ブリリアンレジデンス401
破産者　氏川　雄介
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
埼玉県草加市住吉１丁目13番31―202号
破産者　城　　寿広
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１５号
埼玉県春日部市大沼１丁目43番地　Ｃ棟401号
破産者　香曾我部翼
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係